

平成21年度第1回杉並民間事業化審査モニタリング委員会の概要

開催日：平成21年7月9日（木）

会 場：第一委員会室

出席者：黒川委員長、伊藤委員、牛山委員、鎌形委員、南委員
行政管理担当部長ほか杉並区職員

公募要項について

< 事務局説明 >

「自由型」に加えて、区が施策レベルの課題から予めテーマを設定し、民間の発想やノウハウを活かした具体的な事業提案を受ける「テーマ型」を新たに区分として加えた。

提案事業者にとっては大変重要なポイントになる「採択された提案事業は提案事業者を初年度の実施事業者とします」ということにした。

提案できる事業者の資格については、従来の民間企業、NPO法人等の法人、並びに任意団体を含む団体ということに加えて、共同事業体と明記した。

団体としての欠格要件については、新たに2項目を欠格条項に加えている。

提出書類では、財務諸表等の書類は求めることとした。

第一次審査では、「自由型」提案の方については、審査の結果、審査委員の平均点が50%以上の提案を第一次審査通過提案としている。

「テーマ型」提案では、こちらの方は相対評価で上位3提案事業者程度を第一次通過事業者としている。

第二次審査については、「自由型」、「テーマ型」のいずれも一次審査と二次審査の合計点が総合計点の70%に満たない場合は選定をしないというルールのもとに、最終的な選定結果をまとめる。

「自由型」提案では、本制度により採択された事業に対する提案、「テーマ型」提案に類似する提案、関連法令に抵触する提案については、審査対象外にする。

テーマ型提案のテーマは、地域通貨事業 とする。

募集の趣旨は、地域経済の活性化、地域コミュニティの活性化及び行財政改革の推進を図るために、「区内共通商品券」などの民間で実施している事業と、「子育て応援券」「長寿応援ポイント」など、区が実施する助成事業をできるだけ統一し、新たに地域通貨事業として再構築するということを予定していると。これを踏まえて、この事業の性格から、区と事業者との協働事業としてこれを再構築していくことが望ましいというふうに考えているので、民間事業者の技術やノウハウを活かした提案を求めたいというのが趣旨。

< 質疑・応答 >

商品券というのは、そこで使うと2割ぐらい得をするから域内で使わないと損だと思ふようなメカニズムというか、それがうまく働かないといけないんじゃないか。

これは各事業のスキームを変えることを想定しているということか

学識経験者を交えた委員会を設けて制度構築して、また見直しの検討も行って方針を出している。事業の趣旨を変えることはなかなか考えにくい。ただ、より事業の趣旨に合った形で、利用者にとっても、事業者にとっても使い勝手のいい、効果的で効率的なものになる提案であれば、そこは変える余地はあるというふうには思う。

募集要項の中で事業の目的に沿ったスキームをつくってほしいということは書くべき。地域通貨を地域で循環するような工夫を提案してもらおう。

応募資格の中で共同事業体についてという概念があったが、これは具体的に言うとういうことをイメージしているのか

事業規模それから事業の処理スキームから見て、商店街ないしは金融機関とか、JVとして出してくることも想定した。

例えばこの杉並区の商店街の連合会がそのコンソーシアムと一緒に出ますということが出てきたときには、それをいいとするのか。

1社しかないところとは公平に全部と組めるような条件にしておかないと、組んだところだけが有利になることがある。

どんな会社でも商店会連合会とは組みたい。それはイーブンに対応してくれないと、困る。

決定するときは、優先交渉権なのか、事業者決定なのかというのも、もう少し明確にした方がよい。

一次審査でおおむね3団体ぐらいを想定すると書いてあったので、何か共通に交渉できるような環境にないと、判断できないかもしれない。

途中で条件が合わなくなると、できないということが想定される。

今よりどのくらい安くなるかということがわからないと、民間がやるメリットが、出てこないと思う。

多分、これ、地域通貨事業ではなくて、「電子地域通貨事業」というふうに名前を変えると、物すごい大きなインパクトがあるような気がする。

子育て応援券で、企業側のインセンティブを考えると、やっぱり今あるいろんな縛りは、こもう撤廃を前提にしてやった方がいいんじゃないかというふうに思う。

一度システムが導入されると、長期に続くことになる。そのときのために、事業者プレッシャーがかけられて、ある種の競争意識みたいなのがうまく維持できるようなシステムを考えておかないと、3年にしたということだけでは済まないような気がする。

審査体制について

< 事務局説明 >

テーマ型の審査会と自由型の審査会と、二つ設置する。

審査会は審査委員5名以内をもって構成する。

財務諸表等に基づき、専門家による経営状況の評価を実施する。

第一次審査で提案書の内容に基づく採点方式による審査、第二次審査でプレゼンテーションを受けて、やはり採点方式で評価を行う。

自由型の方は、審査モニタリング委員3名と政策経営部長、提案事業の所管部長を入れて、5名にする。

テーマ型の方は審査モニタリング委員3名に、そのテーマに関する知識を持っている者、あるいは何らかの経験がある者、学識経験者等を2名外部から招聘して、これで5名体制をとる。

< 質疑 > なし